

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	No.2395 2016年 12月22日	確定闘争の成果となる差額支給、通勤手当改定、休暇制度改定の確認を。継続課題は春闘につなげよう。
		発行所		
		盛岡市内丸10番1号		
		岩手県内 岩手県職員労働組合		

給与改定・手当改正等 県議会 改正給与条例可決

2016 給与改定 差額支給は1月10日

1月から通勤手当改定 (交通機関：上限引上げ/交通用具：区分で引下げ) =さらなる自己負担解消に向け継続した取り組みを=

県議会は、12月定例会最終日の12月20日に給与条例を可決した。今年の賃金改定が4月に遡及して適用とり、このことに伴う差額支給を1月10日に行うことを明らかにした。

国体の開催により12月議会が後ろ倒しとなった影響を受け、年内支給とはならないが、早期実施を要請し、確認してきたことから、年明け早期の支給となった。

併せて、通勤手当が1月から改定されることも決定し、交通機関利用は全額支給上限月額

が現行45,000円から55,000円引き上げられ、支給上限総額も65,000円から75,000円に引上げとなる。この結果、新幹線通勤者での負担が大きく軽減する。(右上表は改定後の試算額)。

一方で、交通用具利用ではガソリン価格下落の影響から距離区分14km以上で引下げとなる(右表は距離区分ごとの改定額)。遠距離通勤者ほど引下げ額が大きく、特にも高速道路利用者には高速道路の負担も重なり問題は深刻である。ガソリン価格変動時等での手当改定ルール具体化を含め、自己負担解消など課題はまだ残る。

県職労は今確定闘争から引き続き、賃金・諸手当改善や勤務意欲策など継続となった課題の前進に向け取り組みを強化していく。引き続き、多くの組合員の結集をお願いします。

新幹線通勤に係る改定試算 (改定：2017年1月～)

	盛岡-二戸	盛岡-北上	盛岡-一関	二戸-北上	二戸-一関
月当たり額	63,026円	51,600円	73,886円	99,920円	118,396円
現行手当額/月	54,013円	48,300円	59,443円	65,000円	65,000円
現行自己負担額	9,013円	3,300円	14,443円	34,920円	53,396円
改定後手当額/月	59,013円	51,600円	64,443円	75,000円	75,000円
改定後自己負担額	4,013円	0円	9,443円	24,920円	43,396円
自己負担解消額	5,000円	3,300円	5,000円	10,000円	10,000円

※盛岡-水沢江刺は盛岡-二戸と同額 (下線は支給上限)

交通用具利用 通勤手当額 (単位：円)

距離(km)	手当額		
	現行	改定後	改定幅
以上 未満			
14 ~ 16	9,300	9,200	▲ 100
16 ~ 18	10,500	10,400	▲ 100
18 ~ 20	11,600	11,500	▲ 100
20 ~ 22	12,700	12,600	▲ 100
22 ~ 24	13,800	13,700	▲ 100
24 ~ 26	14,900	14,800	▲ 100
26 ~ 28	15,900	15,800	▲ 100
28 ~ 30	17,000	16,900	▲ 100
30 ~ 32	18,000	17,900	▲ 100
32 ~ 34	18,900	18,800	▲ 100
34 ~ 36	19,900	19,700	▲ 200
36 ~ 38	21,000	20,700	▲ 300
38 ~ 40	22,200	21,700	▲ 500
40 ~ 45	24,100	23,300	▲ 800
45 ~ 50	27,000	25,800	▲ 1,200
50 ~ 55	29,800	28,400	▲ 1,400
55 ~ 60	32,700	30,800	▲ 1,900
60 ~ 65	35,500	33,000	▲ 2,500
65 以上	38,300	35,000	▲ 3,300

来年1月から休暇制度も改定実施！

一子育て支援・介護等の休暇拡充へ

12月22日、人事委員会は「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を改正し、「子の看護休暇」の対象年齢を小学校修了前から中学校修了前まで引き上げ、来年1月から施行する。これは県職労が重点事項として要求し、実現してきたものであり、組合員の粘り強い取り組みの成果だ。

併せて、国の法改正に準じて「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び関係規則が改正され、来年1月から「介護休暇の分割取得」・「介護時間の新設」が施行（詳細は右枠内）される。両立支援制度の拡充のため、学校行事参加のための特別休暇の創設など、継続して求めていく。

【介護休暇の分割取得】

1つの要介護状態ごとに、分割して3回以下、かつ、通算して6月を超えない範囲で取得可能。
(改正前：6月を超えない範囲で1回のみ取得)。

【介護時間の新設】

最長連続3年間で、1日2時間を上限（取得単位は30分単位）に取得できる。

＜介護時間取得に係る取扱い＞

介護時間を取得した時間は無給となるが、昇給・勤勉手当で不利とならないよう、勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しない（育児休業も同様）。

職場への影響は？ 欠員はどうなるの？

来年4月文化スポーツ部設置が決定

県議会12月定例会において、来年4月から国体局を廃止し、文化・スポーツ部を設置する「岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例」が可決された。当局の議会説明では、岩手国体の成功を契機にスポーツ部門を強化し、ラグビーワールドカップの成功、平泉文化遺産の拡張登録など、文化・スポーツを核とした施策を行うとし、さらに職員体制50～70人を見込んでいるとした。

県職労の交渉でも業務量の偏りや、欠員数の増大の恐れがあると問題点を指摘し、詳細を求めたが組織体制は検討中とし、明らかにしていない。県議会の議論では、大震災や台風災の復旧・復興途上で新たな部の設置は問題がある、欠員が解消されていない状況で、新組織に職員が割かれればモチベーションの低下につながる等の反対意見が出されたが、本会議での採決の結果、賛成多数で成立した。

県職労は、各職場の欠員解消と業務量に見合う人員配置となっているか再確認するとともに、早期の欠員解消はもとより、新組織設置に伴う人員配置で新たな課題が生じないよう取り組みを継続する。

年末年始の事故等には十分にお気を付けください

冬期の外出では、峠道などでの思わぬ凍結や急な降雪など、車の運転に十分気を付けなければなりません。特にも年末年始は帰省や旅行で出かける機会が増え、いつにも増して注意が必要です。万が一の事故の際は、①まず救命救急、②警察へ通報、③共済の緊急連絡へ！（24時間・365日受付）

自治労マイカー共済事故受付センター フリーダイヤル 0120-0889-24

自治労マイカー共済ロードサービス フリーダイヤル 0120-889-376

オハヤク ツウホク